平成２３年（フ）第１００３号
名古屋市昭和区駒方町６丁目２番地の１　ハイツ光202号
債務者　佐々木幸一
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２６６号
大阪府八尾市弓削町２丁目26番地
債務者　森山　和夫
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第３６０号
大阪市城東区諏訪４丁目５番６号
債務者　石川　洋徳
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第９９０号
大阪市城東区中浜１丁目21番12号　アーバンエクセレンス緑橋201
債務者　柳原志郎こと　柳　　志郎
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１０１６号
大阪府高槻市春日町７番32号
債務者　武田　　壽
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１４８８号
大阪府寝屋川市御幸東町23番20号
債務者　豊川　泰弘
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８３５号
大阪府大東市諸福３丁目２番12号　オレンジマンション305号
債務者　雅急送こと　山崎　　健（旧姓端野）
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８５５号
大阪市浪速区下寺２丁目４番16号　城栄ビル４Ｆ
債務者　李　　浩在
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８６６号
大阪市城東区永田３丁目６番29―403号
債務者　木下　貴央
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８７８号
大阪市東成区東今里１丁目５番４―1201号
債務者　栃尾　　恵
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８８５号
大阪市大正区泉尾７丁目14番１―709号
債務者　松前　寿郎
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９１３号
大阪府豊中市庄内栄町２丁目８番７号
債務者　榎本眞久左官こと　榎本　眞久
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９２８号
大阪市住之江区南港中５丁目３番41―1309号
債務者　三木　芳江
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９３８号
大阪市東成区東中本１丁目３番13号
債務者　幾久屋こと　藤井　義也
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９５２号
大阪市住之江区浜口西１丁目４番17号、事業所所在地大阪市西区靱本町３－８－８　第三奥内Ｂ－１Ｆ
債務者　ヒグチプリントこと　樋口　眞治
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１９７８号
大阪市平野区喜連東４丁目２番５―309号
債務者　新本かよ子
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２００２号
大阪市西区江戸堀２丁目５番26―604号
債務者　エムズデザインこと　寺田　　誠
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２０１３号
大阪市浪速区恵美須西２丁目６番20号　寿マンション101号
債務者　小山　敏男
1　決定年月日時　平成23年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月１日まで　大阪地方裁判所第６民事部